

## アダルトサイトとの解約交渉 → 行政書士はできません！ ～ 国民生活センターが注意を呼びかけ ～

国民生活センターおよび全国の消費生活センター等には、「アダルトサイトに誤って接続して料金等を請求されている。アダルトサイトの料金を支払うようメールがきた。」といった相談が毎年一番多く寄せられます。

消費生活センターに相談しようとしてインターネットで検索した結果、本来は業務として行うことができないアダルトサイトとのトラブル解決をうたっている一部の行政書士に救済を依頼し、費用を請求されたという相談が平成25年度に急増しました。

消費生活センターに似せた名前で相談窓口を運営したり、広告を出しているケースもありますので注意が必要です。

### 【相談事例】

- 消費生活センターで検索して、上位に表示された行政書士に救済を依頼した。
- アダルトサイトの登録を削除するという行政書士に4万円払ってしまった。
- アダルトサイト被害を救済するという行政書士に個人情報を送ってしまった。



**行政書士が「返金請求」や「解約交渉」等を行うことは弁護士法に違反している可能性が高く、行政書士に解約交渉等を行うことは認められていません。**

### 【アドバイス】

- アダルトサイト業者に決して連絡せず、請求されたとしても支払わないでください。また、相談するために自分が見つけた窓口が、消費生活センターなのか行政書士なのかをきちんと確認し、解約や解決をうたう行政書士とは契約しないようにしましょう。
- 「消費生活センター」を検索する際には、本当に消費生活センターか確認し、最寄りの消費生活センターの連絡先を携帯電話等に登録するなどして控えておきましょう。
- 公的な相談窓口である自治体が設置している消費生活センター等では、相談に際して電話料金等以外の費用が発生することはありません。「解決に必要」、「個人情報を消す」などと言われ、費用を請求されたら、それは公的な消費生活センターではありませんので注意してください。

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課 小林

電話：0776-20-0296（直通） メール：s-kobayashi-7g@pref.fukui.lg.jp

「家庭の日」推進テーマ7月「太陽の下で、からだをきたえよう」

「青少年育成の日」推進テーマ7月「親子の対話を深め、青少年の心の変化に気を配ろう」